# 越谷市地域防災計画 (素案) パブリックコメント実施概要・結果

パブリックコメントの実施について			
意見募集期間	令和3年(2021年)12月 8日(水)から 令和4年(2022年)1月 7日(金)まで		
周知方法	広報こしがや12月号、越谷市公式ホームページ、越谷 City メール、Twitter、LINE		
計画書・意見書の配架先	危機管理室、情報公開センター、各地区センター・公民館(市内13か所) ※計画書・意見書については、HPにも掲載		
提出方法 上記配架先への提出(意見箱への投函)、郵送、FA ール			

パブリックコメントの結果について				
パブリックコメントの総数	14件(3人)			
提出方法の内訳	窓口持参(危機管理室) 14件(3. 意見箱 0件(0. 郵送 0件(0. FAX 0件(0. 電子メール 0件(0. 合 計 14件(3.	(A) (A) (A) (A)		
意見への対応区分	A:計画に意見を反映 B:計画に示されていると考えるもの C:計画に対する意見、質問として 受けるが、素案のとおり D:その他(計画に関連しない意見、要望、 質問等) 合 計	4件 3件 7件 0件 14件		
意見等に対する市の考え方	次ページの「パブリックコメントのご意見といて」を参照	市の考え方につ		

- 【対応区分】 A:計画に意見を反映 B:計画に示されていると考えるもの C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該	画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(素案)のページを示す				
整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分	
1	目次	節に空白部分があるため記載をした方がよい。また、タイトルのずれ、ページ番号が異なる部分などがある。	ご意見を踏まえ、修正します。	A:計画に 意見を反映	
2	目次	担当部対照表について、選挙管理委員会事務局及び農業委員会が追加になった理由は。	『越谷市災害対策本部要綱』と記載内容の整合を図り、記載 しております。	C:計画に 対する意 見、質問と して受ける が、素案の とおり	
3	第1編第2章 第4節第1地 震被害想定	越谷市の被害想定について詳細に記載した方がよい。	『第1編第2章第4節第1地震被害想定』の「●埼玉県地震被害想定調査における被害想定(越谷市分)」に記載しております。	B:計画に 示されてい ると考える もの	
4	第1編第2章 第4節第1地 震被害想定	埼玉県地震被害想定調査における想定地震の断層位置図について、越谷市の位置を分かりやすくしてほしい。	ご意見を踏まえ、修正します。	A:計画に 意見を反映	
5	第2編第2章 第4節第2自 主防災組織・ 自主防災リー ダーの育成	自主防災組織の活動カバー率について、記載内容を検討し たほうがよい。	自主防災組織が組織されている地域の自治会への未加入 世帯も含めた全世帯数を市の全世帯数で割った場合の組 織率として記載します。	A:計画に 意見を反映	
6	第3編第2章 第7節第2総 合的治水の推 進	総合的治水から流域治水へ変更したほうがよい。	雨水貯留浸透対策の強化やハザードマップの整備などの治水対策を総合的に推進する「総合的治水」の一部に、本市を含む氾濫流域の関係自治体、企業など、あらゆる関係者が協働して浸水被害を軽減させる「流域治水」が含まれている旨を記載します。	A:計画に 意見を反映	
7		雪害の発生、対処に関する意識の普及について文章の内容 を検討した方がよい。	自助の観点から、食料・物資の備蓄、除雪作業時の注意点、 雪道を運転する場合の注意点等について記載したうえで、 市がこれらの対策を普及する旨を示しております。	B:計画に 示されてい ると考える もの	
8	第3編第3章 第5節為 請·要員確保 計画 第3編第3章 第5節受援計 画	第5節応援要請・要員確保計画と第6節受援計画の文言が似ているため分かりづらい。	『第2編第3章第5節応援要請・要員確保計画』は、災害対応の要員確保や応援要請等について、『第2編第3章第6節受援計画』は、各組織・団体からの応援に対する対応について記載しております。	C:計画に 対す質問と して、素 して素 が、表り	

- 【対応区分】 A:計画に意見を反映 B:計画に示されていると考えるもの C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
9	第3編第3章 第12節避難 情報	避難所情報の実施責任者等の記載が分かりづらい。	避難情報の実施責任者は、市長、警察官、自衛官等による 実施責任者を記載しており、詳細については『第2編第3章 第11節第1避難情報』で記載しております。なお、災害によ らず共通する内容は、連続する記述を避けるため、先述の 箇所を準用しております。	B:計画に 示されてい ると考える もの
10	第1編第2章 第4節第1地 震被害想定	1.大地震に備えた対応の強化総合防災ガイドブックによれば大地震の発生確率は、茨城県南部地震、東京湾北部地震とも30年以内に70%とあり、越谷市における最大震度は6強と予想されている。一旦、地震が起きれば相当な被害が発生する可能性がある。この2つの地震は相互に関連がないので、一方が起きれば片方は起きないということはない。両方ともあるいはいずれかが発生する合成確立は、以下の式で計算できる合成確率=(1-両方とも発生しない確率)発生しない確率:1-0.7=0.3(30%)なので、両方とも発生しない確率:0.3*0.3=0.09(9%)となりそうすると、合成確率=(1-0.09)=0.91(91%)以上に示すようにとても怖い確率の数値である。地震は水害と違って突然予告なしに起きるので始末が悪い、それゆえ尚更、普段からの備えが大切であると考える。例えば、地震発生直後に対策本部(仮称)を立上げて、市内の被害状況などを短時間の内に把握する必要があると思うが、その体制はできているのか等検討すべき課題はたくさんあると思う。	地震が発生した場合の体制については、『第2編第3章第1 節活動体制計画』において、災害対策本部の設置、動員配 備、初動活動、応急活動について記載しております。	C:計画に 対する間 見、質明と して素素の とおり
11	第2編第3章 第2節第2地 震情報の収 集·伝達』 第2編第3章 第1節第3初 動活動体制	2.災害対策本部(仮称)体制の明確化大地震が発生した際に、発生直後から数時間は組織的に救助・救接活動を展開出来るのは自治会しかないと考えている。しかしながら自分達の自治会だけでは対応出来ないケースも出てくると思う。そんな場合にどこに応援等を求めればいいのか、逆に自分達のところは被害が少ないので他の自治会人応援に行きたいがどこが必要としているのかが分からない。など、単独の自治会では動きが取りにくい状況になると思われる。そこで市全体での救助・救援活動を統括する司令塔組織が必要と考える。この組織を使って自治会毎の被害状況を把握することも可能であると思う。 1つの案として、以下のような体制が考えられる。市役所 越谷市災害対策本部に設置地区センター… 市内13箇所の地区センターに「〇〇地区災害対策本部」を設置自治会 地区災害対策本部と連絡を取りながら救助・救援活動 ※自治会数が多くブロック分けされている場合は、地区センターとの間に災害対策本部を設けることも考えられる。(桜井地区の場合、南部、中部、北部と3つある)	災害発生時は必要に応じて、市役所に災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部長が指定する場所に現地災害対策本部を設置することとしております。また、地区防災拠点となる市内13か所の地区センターや開設する避難所等において、自治会や自主防災組織等からの救助・救援活動や被害状況等に関する情報を収集し、災害対策本部と共有することとしております。	C:計画に 対する意 見、質受ける が、素り
12	第2編第3章 第3節第2広 聴活動 第2編第6章	3.情報伝達ルートの確立 大地震が発生した直後は、公衆電話を初め携帯なども繋がりにくくなることはよく知られている。情報伝達ルートとしては、場合により人を介した手段も考えておくことが重要だろう。市役所からの一方通行の情報だけでは不十分で、自治会等からの問い合わせにも応じてくれる体制が必要であると考える。大地震が発生した直後は、気が動転しており、デマ等の風評により動揺して思わぬ行動に出ることがある。このような場合に問合せをして確認出来る手段があるとこのような行動を抑止できることが可能になると思う。1923年(大正12年)に発生した関東大震災の際、デマから朝鮮人を大虐殺した事件があるが、確認ルートが途切れると情報の信憑性を確認する街がなくなってしまい、デマから思わぬ行動に導かれてしまった事例である。	被災住民からの相談、要望、苦情等への相談窓口を設置するとともに、災害情報に関するホームページを開設することとしております。 誤情報への対策として、避難場所や避難所へのチラシ、広報紙の張り出し、配布や広報車を活用した情報発信のほか、市民が正しい情報の発信・取得できるよう防災知識の啓発、スマートフォンアプリ「防災アプリ」や越谷Cityメールなどプッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等について周知しております。	C:計画に 対する意 見、質問と して受ける が、素案の とおり

- 【対応区分】 A:計画に意見を反映 B:計画に示されていると考えるもの C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
13	第2編第12章 第8の整備 の整備	②医療救護活動計画(マニュアル)の策定について 《외124 第2編:震災対策編 第2章震災予防計画 第8節震 別に備えた体制整備 第12度療效議体制の整備 178原療験 12度療效 12度療效 18間	医療救護活動計画は、大規模災害時における医療救護活動について、発災から概ね72時間までの医療救護所での医療活動については、既に経験した災害等を参考に実効性や効果について検討してまいりますが、要配慮者に要加ます。必難行動要支援者支援制度による支援といて、避難何割計画の作成を進め、出張講座や防災訓練等を通じて自治会・自主防災組織等、地域住民への周知・啓発を行っております。	C:計す質で素り 画意問け案

- 【対応区分】 A:計画に意見を反映 B:計画に示されていると考えるもの C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
		口もこちらに一本化できます。「平時に備えていないものは 災害時にはできない」(中央防災会議「防災対策推進検討会 議最終報告」平成24年7月31日)という東日本大震災の痛 切な教訓を忘れてはなりません。 人的ネットワーク強化の基本行針について地域防災計画は 「市、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速係を 築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める」(p4)と定 めています。 防災計画がたるます。 防災計画がたるませんが、たきされるのもある程度やむを得ませんが、かた支達を とに記述さて医療救護活動に当たる市区町村といった表達 とに記述さて医療救護活動に当たる市区町村といった表達 を実体保健・福祉の切れ目ない支援を提供できる体制のの場合と関 が重要だと思います。「調整を担う限られた人 をまることが重要だと思います。「調整を担う限られた人 を最大限自力が活用するために必須だと考えます。 そこで重要なと思います。「調整を担う限られた人 を最大限有効活用するために必須だと考えます。 そこで重要な役割を果たすと期待されるのが保健所です。 今般の新型コロナ感染症が応じた考えます。 そこで重要な役割を果たすとが改めて認識されました。活 を最大限有効活用するために必ずに、保健師で乳焼られた人の命を健康を与る命をを持つるるとともに、保健師が出域に見かる。 そこで重要な役割を果たすと期待されるのが保健所です。 今般の新型コロナを決定があり、保健所でする。 く健康を存るの命を情であることが改めてによるの命を保健にあるののをともに、保健師でする。 と健康を存るのであるとともに、保健師や乳焼きに活を着る保健にしいて企画、調整、指導もでい場関係の一、救して、活を対しているり、保健所長は市の災害対策を持ちなが、ともに、発災時に必要であれば、厚生労働省が整備を災害 助団体と行保健所を設置している数少なは制を拡充を進 り、保健所長は市の災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT、「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT、「災害時健康危機管理支援手ののに援きるめている「災害時健康危機管理支援手のより、厚生労働省は職能集団といるとともに、発災時に必要であれば、厚生労働省が整備を設定といる「災害時健康危機管理支援手のより、原体・保健・福祉の職能集団と行政が、といいにだきたいと考えますが、いかかでしょうか、		
14	第2編第3章 第14節第1食 料の確保及び 供給	②避難所外避難者対策について 《p258 第2編震災対策編 第3章震災応急対策計画 第14 節食料、飲料水及び生活必需品の供給 第1食料の確保及び供給 5食料の応急給与 (3)応急給与対象者》》避難所の開設では「特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることが無いよう」(p238)とありますが、国際赤十字委員会などがまとめ、災害救助などで参考にする国際基準(スフィア・ハンドブック)では、避難所居住スペースは1人当たり3.5㎡、寒冷気候では4.5㎡が最低限とされています。過去の災害ではすし詰めの避難所での劣悪な環境が問題となり、2016年の熊本地震では地震による直接的な死者50人に対し、過酷な避難環境の影響などによる関連死は215人に対し、過酷な避難環境の影響などによる関連死は215人に対し、過酷な避難環境の影響などによる関連をは215人に上っています(2019年4月12日、内閣府まとめ)。「適当な施設が得られないときは、野外にの設建物を設置するなどして対応する」「指定避難所だけでは施設が量的にないまする場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限りの避難所を開設する」(p238)といっても、人口34万人余りの当市が首都直下地震などの大規模災害に見舞われた際、避難所に収容できる住民の数にはおのずと限りがあります。 新型コロナ感染症対策で避難所の3密を避けるため、最近の災害では在宅避難や親せき、知人宅などへの避難が呼びかけられています。コロナの感染状況が収まっても、最近の災害では在宅避難や親せき、知人宅などへの避難が呼びかけられています。コロナの感染状況が収まっても、追すの過密を避け災害関連死を抑制するためには、選難所への避難を可能な範囲で控えてもらうことが現実的でしよう。	在宅や車中避難者等、避難所外避難者への支援については、『第2編第3章第14節第1食料の確保及び供給』において、「被災者」のうちに包含し、応急給与を実施することとしており、出張講座や防災訓練、広報活動の際に周知・啓発を実施しております。	C:計画に 対す質見、て素り 見で素り

- 【対応区分】 A:計画に意見を反映 B:計画に示されていると考えるもの C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
		康相談等の保健医療サービスの提供、避難生活に必要な情報提供の支援を実施し、避難生活の質の向上を図る」(p 243)とありますが、最も切実な食料の応急給与は避難所への避難者に対してのみと誤解している避難所運営担当者も多く、これまでの災害では避難所に入れない被災者との間でトラブルが起きたことがあるとも報じられています。こで、東日本大震災2年後の2013年、災害対策基本当に「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提達が追連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提完が追車物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の選売が追車が適いをおいりに同法第86条の7)とのおとは、選挙所の整備に必要な措置をの規定をはいます。しかし、食料の応急給与対象者(p258)には「①避難所所と思います。しかし、食料の応急給与対象者(p258)には「①避難所所に収容されました。越谷市地域防災計画の規定もこれを受けてのものだと思います。しかし、食料の応急給与対象者(p258)には「①避難所所の定された者②住家の被害が全焼、全壊、流失、被災し、一時中避難者とのに、とないます。ということに対した。というによりが各者に合きれていません。最近のたるの本部長が必要と認める者」を適用するつもり混乱食料の応急給与対象者に含まれていません。「⑥その他本部長が必要と認める者」を適用すること、避難所の追難者との信じようが、その動度判断を待つということに対験が表すにもなりかねません。最近のについてはもなりかねません。最近のについてはもなりかねません。最近のについます。鉄筋コンクリート造のマシションも増えています。大きなでもなどができないかり、最近には、おが長者に対して、、といの避難を会構なとうされることを明記して、、といの避難を会構など、本部長が必要といっても、できますが、避難所への避難を会議なくされることを明記しては、おが変えるができるがなどについては検討し、マニュアルをあらかじの整備しておくことも必要だと思います。		